

# 和歌山市への移住を 考えている方へ! ~移住支援金制度のご案内~

和歌山城

テレワーク移住も  
対象になりました!

令和3年度より開始!

## 1、東京圏からの移住

世帯移住で

100万円

単身移住で

60万円

## 2、和歌山県外からの移住 ※1の支援金を受けていない方

世帯移住で

50万円

単身移住で

30万円

詳細は裏面またはWebをご覧ください

URL:  
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/ijuteiju/1033815/1034426/index.html>



# 移住支援金 受給要件チェックリスト

まずは、移住支援金の対象になるかチェックしてみよう！

## 東京圏から移住される方

### ① 移住元の要件

次のA及びBの**すべて**に該当する。

- A. 移住する直前10年間のうち、通算5年以上「東京23区に在住」または「東京圏<sup>※1</sup>（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区に通勤<sup>※2</sup>」していた方。
- B. 移住する直前に、連続して1年以上「東京23区に在住」または「東京圏<sup>※1</sup>（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区に通勤<sup>※2</sup>」していた方。

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

【注意】

令和3年3月31日までに本市に移住した方は、在住期間等の要件が異なります。詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

### ② 移住先の要件

次のA及びBの**すべて**に該当する。

- A. 支援金の申請が移住後3か月以上1年以内であること。
- B. 申請後5年以上継続して和歌山市へ居住する意思があること。

### ③ 就業・起業の要件

次のA～Cの**いずれか**に該当する。

- A. 和歌山県のマッチングサイト（和歌山県再就職支援センターのHP上に掲載）に移住支援金の対象として掲載された求人に新規就業した方。
- B. 和歌山県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方。
- C. 本事業における関係人口と認められ和歌山市内において就業し、起業し、又は個人事業主として移住前からの事業を継続して行う方。

## 和歌山県外から移住される方

### ① 移住元の要件

次のA及びBの**すべて**に該当する。

- A. 移住する直前まで、和歌山県外に在住していること。
- B. 移住する直前5年間において和歌山県内に住民登録がないこと。

### ② 移住先の要件

次のA～Dの**すべて**に該当する。

- A. 令和3年4月1日以降に和歌山市へ移住したこと。
- B. 支援金の申請時、移住後3か月以上経過していること。
- C. 令和4年3月31日までに申請できること。
- D. 申請後5年以上継続して和歌山市へ居住する意思があること。

### ③ 就業・起業の要件

次のA～Cの**いずれか**に該当する。

- A. 和歌山県のマッチングサイト（和歌山県再就職支援センターのHP上に掲載）に移住支援金の対象として掲載された求人に新規就業した方。
- B. 和歌山県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方。
- C. 本事業における関係人口と認められ和歌山市内において就業し、起業し、又は個人事業主として移住前からの事業を継続して行う方。

それぞれの①～③のすべての要件を満たす場合、受給対象者となる可能性があります。

**まずは、お気軽にご相談ください。**

【お問合せ先】

○和歌山市 移住定住戦略課 電話 073-435-1013

